

# 気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2019年2月号

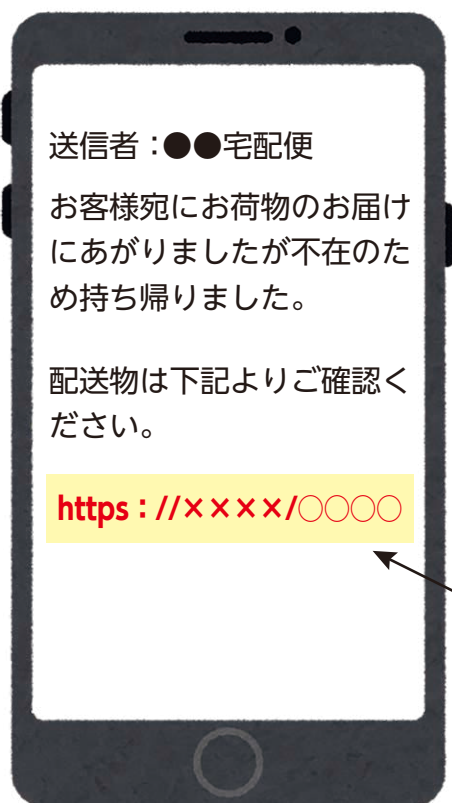
## 実在する宅配業者をかたった 偽のショートメッセージに注意！

実在する大手宅配業者の名前をかたった「不在配達通知」と思わせる偽のショートメッセージ\*がスマートフォンに送られてきたという相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

ショートメッセージに記載された偽サイトのURLにアクセスし、不審なアプリをインストールしたり、画面上で個人情報を入力してしまうと、個人情報を悪用される場合があります。

(\*ショートメッセージ……電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りするサービスです。)

### [宅配業者をかたった偽のショートメッセージの一例]



ショートメッセージに「不在配達通知」のメールがくることなんて初めてだけど、確認したほうがいいのかな？



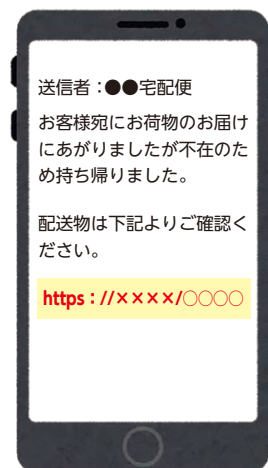
(偽サイトのURL)  
実在の宅配業者のURLに似せたURLが記載されています。  
クリックすると偽サイトにつながります。  
絶対にアクセスしないでください。

## 宅配業者をかたった詐欺の手口

実在する宅配業者をかたり「不在配達通知」と思わせるショートメッセージを送ってきます。



ショートメッセージには、「**配送物は下記よりご確認ください**」というメッセージが記載してあり、その下の**偽のURL（ウェブサイトのアドレス）**にアクセスするように誘導します。



万一、URLをクリックしてしまうと、**偽の事業者のサイト**につながります。



偽の事業者サイトの画面では、**①不審なアプリをインストール**させる場合や**②個人情報を入力**させる場合があります。

### ①不審なアプリをインストールさせる場合

実在する宅配業者の公式サイトにもありそうな「貨物追跡アプリ」などの名称を使い、不審なアプリをインストールするように促してきます。

### ②個人情報を入力させる場合

携帯電話のIDや携帯電話会社から届く認証番号、クレジットカードなどの情報を入力するように促してきます。

\*偽サイトを本物の宅配業者のサイトと思い込み、偽サイトの誘導に従って不審なアプリをインストールしたり個人情報を入力すると、次のような被害を受ける可能性があります。

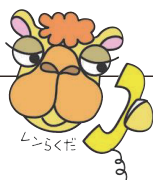
## 不審なアプリをインストールしたり、 個人情報を入力したりするとこんな被害が！！



- スマートフォンの情報が抜き取られ、操作ができなくなる。
- 不審なメールが大量に届くようになる。
- 遠隔操作により、自分の電話番号を発信元として多数の方に偽のショートメッセージが送信されるようになる。(メッセージを受信した相手が連絡をしてくるまで、被害に気付かない状態が続きます。)
- 自分の名義で電子マネーカードなどが購入されてしまい、スマートフォンの利用料金といっしょに請求される。(身に覚えのない金額の料金が請求されて初めて被害に気付くこととなります。)

## アドバイス

- 「不在配達通知」を思わせるショートメッセージが届いても、記載してあるURL (ウェブサイトのアドレス) には**絶対にアクセスしないでください**。URLにアクセスしただけでも、スマートフォン等に入っている情報を盗まれ悪用される場合があります。
- 万一、URLをクリックして業者のサイト (偽サイト) を開いてしまった場合は、すぐにそのサイトを閉じてください。偽サイトを通じて、不審なアプリをインストールしたり、個人情報を入力したりすると、個人情報を盗まれて悪用される場合があります。
- URLをクリックしないことが大事ですが、不安な場合にはまず**事業者の公式のホームページ**を確認して、事業者をかたるメールの注意喚起がされていないかを確認しましょう。
- 不安に思った場合や被害にあわれた時は、すぐに最寄りの消費生活センターか警察にご相談ください。



## 不審電話に注意！！

県庁や市役所など公的機関の職員をかたる人物から、「あなたの個人情報が漏えいしています。」という不審な電話を受けたという相談が県や警察に寄せられています。

公的機関 (県庁や市役所など) では、個人情報の漏えいをお知らせするような電話をかけることはありません。このような電話を受けた場合はすぐに電話を切り、最寄りの消費生活センターまたは警察にご連絡ください。

## 訪日観光客消費者ホットラインが開設されました！

観光で日本を訪れる外国人観光客が急速に増えており、訪日外国人が消費者トラブルにあうことも増えてきました。そこで、独立行政法人国民生活センターに、日本滞在中に消費者トラブルにあった外国人観光客のために消費者トラブルの相談窓口が開設されました。

- 対象となる相談内容** 日本滞在中の消費者トラブル  
(商品の購入、飲食、宿泊、交通機関の利用に伴うトラブルなど)  
\*観光、遺失物、事件、事故、病気、けが等についての相談は受け付けません。
- 対象となる方** 訪日外国人観光客 (日本在住の外国人の方は対象外となります)
- 対応言語** 英語 中国語 韓国語 タイ語 ベトナム語 日本語 (6か国語)
- ホットライン** **03-5449-0906** (\*電話料金がかかります)
- 受付時間** 平日10時～16時 (土日・祝日、12/29～1/3を除く)

## ●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

2・3月の開設日

開設時間14:00～16:00

分野	2月		3月	
福井弁護士会 (法律)	5日(火)	県消費生活センター	4日(月)	敦賀市消費生活センター (☎0770-22-8115)
	7日(木)	県嶺南消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	20日(水)	県消費生活センター	20日(水)	県消費生活センター
福井県建築士会 (建築)	18日(月)	県消費生活センター	—	—

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。  
3月4日(月)の申込受付は、開催場所の市でもできます。また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

## 消費生活のご相談は・・・

### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟 3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831 (第3日曜日は休館)

受付時間9:00～17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活 検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

### ☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、  
幸せだったらいいな。

幸せ度  
いちばん  
福井県